

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。  
男女共同参画社会の在り方を考える中で生理の貧困、パートナーシップ宣誓制度、ジェンダーレス制服の大きさは3点、一般質問をさせていただきます。  
私は昨年4月から多度津町男女共同参画推進会議の委員を仰せつかり、私自身の新たなテーマとして取り組んでおります。

日本国憲法は法の下での平等において規定し、憲法第14条では政治的、経済的または社会的関係における性差別を禁止、第24条では家族関係における男女平等についての明文の規定を置いています。しかし、現実には従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、配偶者やパートナーからDVやセクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな問題となっています。女性の地位向上は我が国のみならず世界各国に共通した問題意識になっており、国際連合は1979年に女子差別撤廃条約を、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を採択し、世界各地で女性の地位向上に向けた様々な取組が行われています。

日本では、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、1986年に男女雇用機会均等法、1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すとされており、昨年末に2021年度から2025年度を期間とする第5次男女共同参画基本計画を作成し、閣議決定をしたところです。多度津町においては、今年度第3次たどつ男女共同参画プランの作成に向け、多度津町男女共同参画推進会議における議論を始めるとともに、5月1日から5月31日にかけて第3次たどつ男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントを実施したところです。

国では、第5次計画作成に当たり若い世代の要望を積極的に取り入れることとし、就職活動中の学生へのセクハラ防止や望まない妊娠を防ぐための緊急避妊薬について処方箋なしでも購入できるように検討することが盛り込まれました。また、コロナ禍であることを反映して、コロナ禍で深刻化する家庭内暴力の相談支援体制の強化についても取り上げています。多度津町は、今年度の新規採用職員の中に初めて女性消防職員を採用したとお聞きしており、4月からのパートナーシップ制度の取組も踏まえ、男女共同参画に対する取組が積極的に行われていると感じています。

そこで、最初の質問です。

今回のコロナ禍の中、収入の減少などから女性特有の問題として生理の貧困

が多くのマスコミ等で取り上げられています。生理の貧困という言葉をご存じでしょうか。生理用ナプキンなどの生理用品を経済的困窮が原因で購入できない状況を指す言葉です。これは日本だけの問題ではなく、世界各国の問題でもあり、また男女共同参画社会実現のためにも今後取り組んでいかなければならない問題でもあると思います。

男性の皆さんは生理用品をご存じでしょうか。スーパーでご覧になられることも多いと思うのですが、女性用の普通の生理ナプキン、男性の方はなかなか手に取ることもないと思いますが、こちらが夜用のナプキンということで、大きくは2種類ございます。あるフィナンシャルプランナーの試算によると、仮に日中15時間のうち3時間ごとにナプキンを換えるとする、1日に使用するナプキンは5枚、加えて夜用ナプキン、こちらです、1枚使用すると、生理期間は人によっても違いますが、平均5日間から7日間続くので、一度の生理で使うナプキンは30枚から42枚、年間だと360枚から500枚程度になります。さらにサニタリーショーツも周期に合わせて3枚から5枚程度、年間1回買い換えると仮定して1枚約1,000円、年間5,000円程度がナプキン代に追加される計算になります。日本産婦人科学会が発表している資料によると、日本人、つまり初潮の平均が12歳、閉経が50.5歳、つまり約40年間生理が続く訳です。仮にナプキン1枚当たり30円としてナプキンの年間最大使用量500枚がかかるとすれば、年間1万5,000円となり、これに先ほどのサニタリーショーツ代金5,000円が加わり、年間生理に関わる費用は約2万円になります。これが40年間かかる訳ですから、女性が一生の中で生理に関わる費用は約80万円になるのです。また、この間体調も優れず、薬を欠かせない人もおられます。プラスアルファに、ここに加算される訳です。このように、男性ではあり得ない経済的な支出が女性にはあるのです。

現在、大学生らで作る任意団体が3月に公表した調査報告によると日本の学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているということです。政府は内閣府の女性活躍推進交付金の拡充を決め、使途に生理用品の提供を加え、自治体が貧困女性を支援するNPO法人などに事業委託した場合に国が最大1,125万円を負担するとしています。東京都内では豊島区や荒川区など5特別区が生理用品の無償配布に乗り出し、多摩市は入手できない児童・生徒に向けた学校での配布を始めています。また、香川県内でも、三豊市では市と社会福祉協議会が市内全ての小・中学校26校に市が災害用に備えていた生理用品の一部を寄贈し、今後も続ける予定であるという報道がありました。香川県議会においても5月17日に4会派が県教育長に対して市町教育委員会とも連携して、学校での生理用品の無償提供など、適切な支援に取り組むよう求める要望書を提出致しました。また、政府は6月1日、関係閣僚や有識者で

つくる男女共同参画会議を官邸で開き、女性活躍に向け政府が取り組む施策をまとめた重点方針案を了承し、生理の貧困の対策として本年中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査に着手するという事です。このような動きは今全国に広がりつつあり、多度津町においても第一生命から生理用品380袋の寄贈を受け、各小学校に配布するというニュースが先日ありましたが、今後多度津町として何らかの継続的な支援を講じる考えはあるのでしょうか。

自由民主党の木村弥生衆議院議員は、女性が生理で不快な思いをせず、健康で働き続けられれば、生産性の向上や経済損失の低減になると指摘しています。男女共同参画社会を実現する上でも生理の貧困の早急な解決は必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の生理の貧困についてのご質問に答弁をさせていただきます。

経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある生理の貧困につきましては、コロナ禍における一時的な収入の減少に伴う問題に留まらず、男女の性差に基づく永続的な経済面での格差であると認識しております。また、適正な生理用品が使用できないことは学習面や仕事面などにおけるハンディにも繋がり、女性の社会参画への妨げにもなるものであり、男性をはじめ、社会全体が当該問題を正しく理解し、問題解決に向け、継続的に取り組むことがジェンダー平等、ひいては男女共同参画社会実現に繋がるものと認識をしております。

当該問題を受け、国においては今年度中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象に生理用品の使い回しや未使用により心身にどのような悪影響が出ているか、健康調査の実施などが政府の女性活躍重点方針案に取り上げられるとの報道がありました。一方、地方公共団体におきましても生理用品の配布の動きが進んでおり、香川県内におきましては議員ご指摘の三豊市の取組以外にも坂出市やまんのう町において配布の実施または予定がされているようでございます。

本町におきましては、現在のところ生理用品の配布は予定しておりませんが、国の支援策や他市町の対応状況を踏まえながら、防災備蓄品の生理用品の活用も含め、必要な方には提供できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁の中に必要な方には提供できるように検討してまいりますというお言葉がございました。女性の多くは必要とされている方が多いと思います。深くご検討して下さいますことをお願い申し上げます。また、その中でも児

童・生徒にとってはとても相談しづらい問題かと思います。せめて三豊市のような学校に対する支援だけでも早急な対応をお願いしたいと思います。また、これを機会に災害の避難所における生理に関する問題、また次に質問させて頂く性的少数者に対する生理に関する問題などを含め、幅広く意識を持って取り組んで頂くことを要望させて頂きたいと思います。

次に、多度津町が今年4月1日より導入致しましたパートナーシップ宣誓制度についての質問です。

私が第3次たどつ男女共同参画プランの作成に関わる者として参考資料を探している時、令和2年12月に公表されました第5次鳥取県男女共同参画計画が目にとまりました。正式には、鳥取県性に関わりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画と言います。これは、鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別に囚われることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されるようにという思いで名づけられたそうです。一方、多度津町のホームページ、男女共同参画社会のところを開いてみますと、男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、年齢や性別、人種や立場に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会と記載されており、鳥取県の考え方と同じであり、その意味でも視野を広く持ちながら計画の作成を進めるべきだと感じましたし、国の第5次男女共同参画基本計画の中に選択的夫婦別姓についてはさらなる検討を進めるとあり、同性婚の問題についても結婚の自由として議論をする必要があるのではないかとも思いました。

この4月より多度津町がパートナーシップ宣誓制度に取り組んだことは、男女共同参画社会の本質的な理解があるからと感じたところであり、また既に本制度を利用した町民がいるともお聞きし、改めて素晴らしい取組であると感じました。私たち議員も、去る5月13日にパートナーシップ制度や性的マイノリティーの勉強会を行ったところです。日本では同性婚の法整備はまだできていませんが、今年3月17日に全国で初めて同性婚ができないのは憲法第14条に記載された法の下での平等に反し違憲であるとする判断が示されました。4月1日の時点ではありますが、世界では29か国に及ぶ国や地域で同性同士の結婚やそれに準じる法整備が行われています。また、パートナーシップ制度を全国約1,700の自治体のうち約100の自治体が導入し、全人口の約37%をカバーするところまでになったと言われています。

そこで、質問です。

パートナーシップ宣誓制度の導入に当たり、当事者もしくは当事者団体からの要望があったかどうかも含め、制度導入の経緯について質問致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度導入の経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度につきましては、平成27年度に全国の自治体に先駆けて東京都渋谷区が開始したのを皮切りに、年々導入する自治体数が増加し、本年4月1日時点で103自治体が導入をしており、香川県内におきましても令和2年1月、三豊市が制度を導入し、同年1月15日には交付第1号のカップルが誕生しております。その後、高松市や東かがわ市も本制度の導入を致しております。

以上のことから本町においても従前より人権施策において協力関係にある琴平町、まんのう町のととも本制度導入に関する協議検討を行ってまいりました。そのような中、以前からパートナーシップ宣誓制度導入に意欲を示されていた町長の強い思いもあり、本年4月より本町は本制度の運用を開始したところであります。なお、本制度の導入に当たり、当事者若しくは当事者団体などからの要望はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目の質問です。

パートナーシップ宣誓制度はとても大切な意義ある制度だと思いますが、一方で性的マイノリティーの方々の多くの方が当事者であることをカミングアウト、つまり公表しない、できない状態にあるのも事実です。こういったことを踏まえ、制度利用における現時点でのメリット、デメリットについて質問致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度におけるメリット、デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員ご指摘のとおり、現在でも多くの性的マイノリティーの方々が自らの性的指向をカミングアウトできない状況にあり、また同性カップルに対する法的保護がないのが現状でございます。そんな中、本町は地方自治体として可能な範囲で当事者に寄り添い、性の多様性を尊重するため、本制度を導入したところでございます。町が性的マイノリティーのカップルをパートナーとして公的に証明する、このことが住民などに対するメッセージとなり、当事者に勇気を与えることとなり、本制度を利用し、宣誓することの最大のメリットであると考えております。一方、法的根拠に基づく婚姻とは異なるため、配偶者控除を受けたり、遺族年金などの受取人になることはできません。本制度は町の要綱に基づくものであり、パートナーの双方が本町に住所地を有することなど、宣誓可能な条件が限定され、また受給可能な行政サービスも限定されることなどがデメリットとして考えられます。ちなみに、本年

4月に発表された電通の調査によりますと、性的少数者の70.2%がカミングアウトを依然しにくいままと感じている一方、住んでいる自治体にパートナーシップ制度がある性的少数者がカミングアウトをしにくいと感じる割合は47.7%に減っており、パートナーシップ制度は当事者の人権保護や地域の意識改善に効果があるとのことであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

3点目の質問に入ります。

パートナーシップ宣誓制度は法的拘束力がない分、具体的なメリットが少ない気がしますが、「多度津町パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き」を見ると、「この制度に法的効力はありませんが、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしています」とあります。具体的にはどのようなサービスを増やしていくおつもりなのか、ご質問させていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の具体的なサービスの拡大についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、パートナーシップ宣誓証明書で利用可能な本町の行政サービスは町営住宅入居及び移住促進家賃等補助金受給に限られております。このことは県内他市町と比較しても利用可能なサービスが少ない状況にあり、今後他市町におけるサービスを参考にするとともに、庁内関係各課と連携し、行政サービスの拡充に努めてまいります。また、本町職員がパートナーシップ宣誓をした場合、その対応と致しましては結婚休暇など、特別休暇の取得が可能としております。一方、民間企業ではパートナーシップ宣誓証明書を提示することで家族同様の福利厚生を受けたり、LGBT対応者向けの住宅ローンの利用、また一部生命保険会社では生命保険の受取人となれるなど、利用可能なサービスが広がりつつあります。最終的には民間事業者の判断に委ねざるを得ない状況であるため、民間事業者への周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

4点目の質問に入ります。

当事者の大きな問題の一つに、命に関わるような時にそばにいられないという大きな問題があるとお聞きしております。大切な人の最期にいられないということはとても悲しいことです。地域によっては、この制度導入により面会が可能になったという話もあります。先ほどの手引きに「民間事業者にも

証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしている」とありましたが、こういったケースの対応も想定していると理解してよろしいのでしょうか。また、民間事業者のみでなく、住民を含めた社会教育、そして学校教育における周知啓発はとても必要なことであり、理解を深めていかなければ根本的な解決にはならないように考えますが、その点はどう取り組んでいくのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の理解増進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員のご質問にもございましたが、パートナーが入院時に看病できない、医師から病状を説明してもらえないなど、性的マイノリティーカップルは法律上の家族でないことによる生きづらさがあり、これらの状況を多少なりとも改善するため、本制度の導入を致しました。本制度を導入している三豊市や高松市、市立病院は、入院時の病状の説明や面会、また手術の同意について、家族同様の取扱いを行っており、県立中央病院においても同様の対応を行っていると聞いております。町内の医療機関にも働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、一人でも多くの人に性的マイノリティーのことや本制度について知って頂く、そのための啓発がこれからはより重要になることから、このたび策定しました第3次たどつ男女共同参画プランにおいても性的マイノリティーの理解促進に向けた広報啓発活動への取組について明記したところでございます。本町は、従来より性的マイノリティーに関するリーフレットの戸別配布やあらゆる差別の解消を目的とした町実行委員会を通じての研修を実施しており、今後も様々な手段を用いて啓発の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度についてのご質問のうち、学校教育における周知徹底について答弁をさせていただきます。

現在、性的マイノリティーの人権に関わる教育は、様々な人権課題の一つとして人権教育の中で取り上げられています。例えば、多度津中学校では経年でいわゆるLGBT等の性の多様性について考える学習に取り組んでいますが、今後はそのような学習の中で本制度を紹介することができると考えています。まずは、性の多様性についての理解を深め、一人一人の人権を尊重していけるように教育を進めていくことで、子供たちの人権意識を高めていくことが大切であると考えています。その上で、社会的な取組、制度について学ぶことで、その意義について正しい理解が進んでいくものと思われま

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

続きまして、5点目の質問です。

デメリットの一つに、転出するたびにせつかく手に入れた証明書が無効になるということを聞いたことがあります。多度津町においても先ほどの手引きに「宣誓者が町外に引っ越した場合には宣誓の証明は取消しになる」とあり、また「パートナーシップ制度を導入している他市町から転入する場合でも、その自治体から交付されている宣誓証明書を使用することができない」とあります。香川県では既に三豊市、高松市、東かがわ市で本制度を実施しており、4月1日から多度津町、小豆島町、土庄町でも制度が開始され、香川県総人口に対する制度のカバー率は58.6%です。4月6日の神戸新聞の記事ですが「パートナーシップ制度について、兵庫県の阪神間7市1町は6日、当事者が自治体間で転居した場合、再度の手続を簡素化する協定を結んだ」とありました。ぜひ多度津町においても香川県内3市2町に働きかけて、同様の協定を結ぶことでサービスの利便性に繋がると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

パートナーシップを宣誓したパートナーが揃って締結先の市町村へ転出した場合に、転出先で証明内容を継続利用できる当該協定は、転出先で再度宣誓する必要がないため、パートナーシップを宣誓した当事者にとっては負担軽減に繋がる協定であると認識をしております。また、ご指摘の兵庫県の自治体以外にも横須賀市、広島市、福岡市、岡山市など、同様の協定締結を行っている自治体が増えてきているようでございます。本町においては、現在のところパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定について導入自治体間での協議は行っておりませんが、今後導入自治体での協議を進めるとともに、茨城県、群馬県、大阪府が都道府県単位でパートナーシップ宣誓制度を導入していることから、県に対しても本制度の導入を要望していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

これは要望になるかとは思いますが、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発は性的マイノリティー問題であるばかりではなく、大きくは結婚の自由の問題でもあり、幅広い人権課題を含んでいると思います。パートナーシップ

宣誓制度を導入する際、町長が誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる町の実現を目指していきたいと決意を表明されておりましたが、この言葉の実現に向けて制度の拡充、人権教育及び啓発の推進に積極的に取り組んで頂きますよう要望致します。

最後の3つ目になります。大きくは3つ目のジェンダーレス制服について質問致します。

これはパートナーシップ宣誓制度とも大きな関わりがあります。日本では約11人に1人の割合で性的マイノリティーの人がいると言われており、これは左利きの人とほぼ同じ割合です。それぐらい身近にいる存在だと認識し、当事者を傷つけないように気配りを行わなければなりません。同様に、性同一性障害に対する配慮も考えなければなりません。性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。これに対し、性的指向とは恋愛対象が誰であることを示す概念です。

2015年4月に、文部科学省は性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてという通知を公表しており、翌年4月には教職員向けに性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてを出しました。この中には、学校生活の各場面での支援についてとして服装、髪形、更衣室、トイレなど、具体的な支援事例が示されています。日本国内では、これを受け、徐々に関係者の認知が進み、2018年、千葉県の公立中学校が性別を問わず選べる制服を導入しました。このことをきっかけに、急速に全国の学校のジェンダーレス制服に対する関心が高まったと言われています。また、2020年春には福岡市、北九州市内の公立中学校が制服を詰め襟、セーラー服からブレザー型かつスカートとスラックスの選択ができるタイプに変更し、全国各地でブレザー型を標準とする制服の検討が進んでいるそうです。また、多度津高校では女子生徒の制服についてスカートに限定せず、冬用だけではなく、夏用もズボンと併用により個人選択ができる仕組みにしているということです。

そこで、質問です。多度津町におけるジェンダーレス制服の取組はどのようになっているのでしょうか。現状についてご質問致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の本町のジェンダーレス制服の取組の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現状と致しましては、町内の小・中学校において、性同一性障害等により定められた制服と異なるものの着用を強く訴える児童・生徒がいないことから、現在ジェンダーレス制服を採用している学校はありません。ただし、今

後そのような希望があった場合は個人情報に配慮をしつつ、個別の相談に応じてまいります。そして、その児童・生徒に適した服装を選択することを含めて、様々な面で配慮をしながら、安心して学校に通学できるよう支援をしていきたいと考えております。そのためにも性同一性障害等に対する正しい理解、人権を尊重する意識の高まりを促すことも併せて取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次の質問の後、まとめて再質問させて頂けたらと思っているので。

今後取り組んでいくということであれば、単に制服を見直すという話ではなく、これを機会に児童・生徒、教職員、保護者、住民も巻き込み、なぜ必要なのか、何が大切なのかを考え、議論し、誰もが住みやすい人権意識を高める機会として捉えていくことが大切ではないでしょうか。また、これは性同一性障害の問題だけではなく、女子にとっても冬場の寒い時期にスカートではなく、気軽にズボンを穿くことができるという男女共同参画社会の考え方にもなると思いますが、いかがでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員のジェンダーレス制服の今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ジェンダーレス制服がなぜ必要なのか、何が大切なのかといったことを子供たちのみならず、社会全体で考えていくことはとても大切で必要なことだと考えます。先ほど申し上げたように、性同一性障害等に対する正しい理解、人権を尊重する意識の高まりを促す教育を推進してまいります。その上で、まずは当事者である子供たちの思いに寄り添い、児童・生徒、教職員、保護者等で議論を深めたり、他市町の取組も参考にしたりしながらジェンダーレス制服について考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問させていただきます。

先ほど教育長の方の答弁の中で、強く訴えられる児童・生徒がいないことからジェンダーレス制服に取り組んでいる学校はない、そのような希望があった場合に取り組んでいくという答弁でしたが、児童に対して訴えるのを待っているという姿勢でよろしいのでしょうか。それで児童・生徒の安全と安心を守り、学びを保障すると言えるのでしょうか。パートナーシップ宣誓制度の答弁の中で性的少数者が約7割、カミングアウトしづらいとありました。この割合は児童・生徒になるともっとハードルの高いものになると思いま

す。また、パートナーシップ宣誓制度は当事者からの要望ではなくて町独自に取り組んだとありましたが、ジェンダーレス制服に対する取組の考え方は性的少数者に対する町の姿勢とは矛盾を感じます。今の教育長の答弁で、他市町の取組も参考にしながら考えてまいりたいというご答弁がございましたが、他市町と言わず、今現在町内の多度津高校で取組が行われています。私はすぐに制度を変えて下さいと言っている訳ではなくて、そうした議論を始めることで性的少数者の理解が深まり、誰もが安心して暮らせる多度津町の実現に結びつくと思うのですが、いかがお考えでしょうか、お願い致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、天野議員の冒頭にありましたように、今実際にその希望を訴える子供がいらないから一体それでいいのかというようなお話がございましたが、まさにそれは同感でございます。先ほどの答弁につきましては、実はこの問題につきまして先頃町内の校園長会があった折りに、そのまま校長先生たちとお話を致しました。実態として正直に申し上げれば、強く訴える児童・生徒がいらないから、そのジェンダーレス制服について、それも知っているし、取り組んでることもあるけれども、それを具体化はしていないということを正直に申し上げたということであります。

現段階で、まず大切にしなければいけないこととして町内で申し合わせていることは、まず性同一性障害によりつらい学校生活を送っている児童・生徒は今現在も、今後も在籍しているとの前提で、まずは個別の配慮をできる限りしていくことで、町内各校で一致をしています。また、自分から言い出せない、あるいはそれと認識できない児童・生徒への寄り添いとか相談が行えるようにしておくことも大切であるという風に考えております。当然それは服装についてもそうですし、トイレとか、更衣室とか、先ほど文科省の通知にもありましたが、そのあたりも、例えばトイレであれば職員トイレであるとか、多目的トイレであるとか、そういった個別の配慮をしていきたいと考えております。制服につきましては、当然今後検討した時には、例えばブレザー型という風になっていく場合は、当然制服を替えていくこととなりますので保護者等の理解も要ります。まずはその前に、そのジェンダーということについてしっかりと子供たち、教職員、そして保護者も含めて理解を進めていくことが、それが第一歩だと考えています。服装については、これまでもそういう事例がありまして、例えば女子であれば体操服であるとか、体操服の短いものとか、冬は長いものであるとかもあります。現在、中学校では実はコロナ禍ということで教室が閉められないので、窓を開けているので夏

場は暑い、冬場は寒いということで、既存の制服をどう見直していくのか、上にこういうものを羽織るとか、あるいは体操服で過ごすとか、そういったことで生徒会を中心に、例えば中学校ではいろんな話合いがなされています。そういう中で、このジェンダーの問題についても制服は含めていくべきかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。詳しくお答え頂きまして、本当に有難うございます。ジェンダーレス制服の取組ということで、今すぐどうこうという中では、先ほども申したようにありません。これからしっかりと生徒、そして保護者、皆様、町全体の取組として考えていくことが大事なので、しっかりとまた取り組んで頂くことをお願いしたいと思います。再質問はもう致しませんので大丈夫です。

最後に要望になります。ジェンダーレス制服の問題を考えることで、学校生活のあらゆる場面において全ての児童・生徒にとって安心して自分らしく生きること、学ぶことのできる学校の実現を目指して頂きたい、そのことが町長がパートナーシップ宣誓制度の導入の際に話されました、本町は多度津町人権擁護に関する条例の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃を目指して取組を進めている、このたびLGBTなど性的少数者と呼ばれる方々の苦しみに寄り添い、その解消の一助としつつ、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるとい町の実現を目指していきたいに繋がるのだと思います。仲間や同盟を意味する英単語を語源とし、性的マイノリティー理解者、支援者を示す言葉としてアライという言葉があります。アライの言葉の認知率は全国的に僅か7.7%ですが、アライの存在は心理的安全性を見いだす上でとても重要だと言われています。また、国会ではLGBT法案の成立に向けた動きがあり、性的マイノリティーへの理解増進を図り、学校や職場など、様々な場面での理解や支援が求められようとしています。多度津町においては、町民全てが自分らしく生きることができるとい社会の実現を目指し、各種制度の拡充はもとより、あらゆる人権課題に対して正しい知識と理解を持ち、性的マイノリティーでいうアライというような存在を育成するため、人権教育及び啓発の推進に積極的に努めなければならないと思います。チーム多度津の実現のためにもその点を要望させて頂きたいと思えます。大変お聞き苦しい点があったと思いますが、詳しいご答弁等有難うございました。よろしくお願い致します。

これで私の一般質問を終わらせて頂きます。